

日程第2 議案第41号

熊谷市立地域会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市立地域会館条例（令和7年条例第55号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、熊谷市立地域会館（以下「会館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員が会館に駐在しない日)

第2条 会館の管理運営に当たる職員（条例第19条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が指定されている場合にあっては、当該指定管理者の従業員であって当該会館の管理運営に当たるもの。以下この条及び次条において同じ。）は、次に掲げる日は当該会館に駐在しない。

- (1) 条例第5条に規定する休館日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 前項に規定する職員が駐在しない日（同項第1号に規定する日を除く。）においても、条例第8条第1項の許可を受けて施設等を利用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、会館の管理上必要があるときは、これを変更することができる。

(窓口開設時間)

第3条 会館の管理運営に当たる職員が当該会館に駐在する日において窓口を開設する時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、会館の管理上必要があるときは、これを変更することができる。

(利用時間の区分等)

第4条 条例第6条に規定する利用時間の区分及び配当時間は、次のとおりとする。

区分	配当時間
午前	午前9時から正午まで
午後1	午後1時から午後3時30分まで
午後2	午後4時から午後6時30分まで
夜間	午後7時から午後9時30分まで

2 各区分の間の時間の利用（条例第6条ただし書の規定により利用時間を延長した場合を含む。）に係る条例第9条第1項の使用料又は第26条第1項の利用料金（以下「使用料等」という。）は、徴収するものとする。ただし、夜間から翌日の午前まで利用する場合は、その間の時間（条例第6条ただし書の規定により利用時間を延長した場合における延長時間分を除く。）に係る使用料等は、徴収しない。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、会館ごとに、利用時間の区分及び配当時間を変更すること（時間貸しを実施することを含む。）ができる。

(利用の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定により会館の施設等の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊谷市立地域会館利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会（指定管理者に施設の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条から第10条までにおいて同じ。）に提出しなければならな

い。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 申請者は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に定める期間内に前項の申請書を提出するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、当該期間を変更し、又は条件を付することができる。

- (1) 団体（条例別表備考1に規定するものをいう。別表において同じ。）利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3月前の月の初日から利用日まで
- (2) 団体以外（条例別表備考2に規定するものをいう。別表において同じ。）利用日の属する月の2月前の月の初日から利用日まで（利用の許可）

第6条 条例第8条第2項第4号に規定するその他管理上支障があると認められる場合は、次のとおりとする。

- (1) 利用の目的が商品販売等の営業活動（営利のみを目的としたものをいい、生涯学習その他の地域の活動に附隨し、又は資するものを除く。）である場合
 - (2) 利用の目的に政治上の勧誘活動（後援会等への入会の勧誘、選挙ボランティアの募集、署名又は寄附の依頼等をいう。第14条において同じ。）が含まれる場合
 - (3) 利用の目的に宗教上の勧誘活動（布教活動、体験入信、署名又は寄附の依頼等をいう。第14条において同じ。）が含まれる場合
 - (4) 3日を超えて会館の施設等の全部又は一部の継続的な利用となる場合
 - (5) その他管理上支障があると特に認められる場合
- 2 教育委員会は、会館の施設等の利用を許可したときは、熊谷市立地域会館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 明示又は默示の意思表示により活動・交流スペースを個人利用する者があるときは、営利を目的とする利用である場合を除き、教育委員会による默示の利用の許可があつたものとみなす。

(利用の変更及び取消し)

第7条 会館の施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、熊谷市立地域会館利用変更許可申請書（様式第1号）に利用許可書を添えて、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による利用許可の変更申請は、利用日の30日前の日までに1回に限りこれを行うことができるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、利用の変更を許可したときは、熊谷市立地域会館利用変更許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

4 利用権利者は、利用の許可の取消しを受けようとするときは、熊谷市立地域会館利用許可取消申請書（様式第1号）に、利用許可書又は利用変更許可書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

5 教育委員会は、利用の許可を取り消したときは、熊谷市立地域会館利用許可取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(教育委員会規則で定める使用料等)

第8条 条例別表の規定により教育委員会規則で定めることとされる使用料等については、別表に定めるところによる。

(使用料等の納付)

第9条 使用料等を前納すべき期限は、利用の許可を受けた日から起算して15日目の日又は当該許可に係る利用日の前日のいずれか早い日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該

使用料等を当該利用の当日までに納付することができるものとする。

- (1) 利用日当日に条例第8条第1項の許可を受けて利用する場合
(会館の利用日当日に職員が当該会館に駐在しないときを除く。)
- (2) 教育委員会がその必要があると認める場合

- 2 前項の規定にかかわらず、附属設備の使用料等は、利用の際に納付することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、利用の申請（予約を含む。）から利用の許可及び使用料等の納付までを一連の手続として管理する場合は、教育委員会は、使用料等の納付を利用許可の条件とすることができる。

（使用料等の減免）

第10条 条例第9条第2項又は第27条の規定により、使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、熊谷市立地域会館使用料等減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の減免を承認したときは、申請者に対し、熊谷市立地域会館使用料等減免承認書（様式第2号）を交付する。

（指定管理者の指定の申請）

第11条 条例第20条第1項の規定による申請は、教育委員会が指定する期限までに熊谷市立地域会館指定管理者指定申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 教育委員会が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

- (3) 教育委員会が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第19条第1項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(管理上の立入り)

第12条 教育委員会は、指定管理者に会館の管理に関する業務を行わせている場合において、施設の管理上必要があると認めるときは、当該施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(原状回復の点検)

第13条 利用権利者は、条例第15条の規定により原状に復したときは、関係職員又は指定管理者の点検を受けなければならない。

(利用の制限)

第14条 条例第17条第4号に規定するその他管理上支障があると認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 寄附を強要し、又は押売りをする者
- (2) 政治上の勧誘活動を行う者
- (3) 宗教上の勧誘活動を行う者
- (4) 会館の施設等を返還し、又は原状に回復することに応じない者
- (5) その他管理上支障があると特に認められる者

(様式)

第15条 この規則に定める様式と異なる様式で必要な記載項目をおおむね網羅するものによる申請があった場合は、この規則に定める様式による申請があったものとみなす。

2 前項の規定は、この規則による許可又は承認の場合に準用する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第8条関係）

附属設備の使用料の額又は利用料金の上限額

区分 利用対象 の附属設備	利用単位	利用区分	
		団体	団体以外
マイクセット、拡声装置又はこれらに類するもの	1式・30分間当たり	120円	480円
大型モニター、ビデオプロジェクター、16ミリ映写機又はこれらに類するもの	1式・30分間当たり	120円	480円
アップライトピアノ、電子ピアノ	1台・30分間当たり	120円	480円
陶芸用電気炉	1台・1回の窯入れから窯出しまでを単位として	2,000円。 ただし、実費(電気料金)が2,000円を超えるときは当該実費の額	8,000円。 ただし、実費(電気料金)が8,000円を超えるときは当該実費の額
電源を使用する持込器具	1キロワット・30分間当たり	20円	80円

備考

- 附属設備（陶芸用電気炉を除く。）の利用時間は、当該附属設備を利用するに当たって利用の許可を受けた諸室の利用時間に

等しいものとみなす。ただし、条例第8条第1項の許可を受けた利用時間を超過して会館の施設等を利用した場合は、超過した時間に係る使用料を納付しなければならない。この場合において、超過した利用時間に30分未満の端数があるときは、その端数を30分として計算する。

- 2 利用権利者が熊谷市に居住又は通勤若しくは通学をしている者以外のものの場合の使用料は、規定の使用料の100分の200に相当する額とする。
- 3 アップライトピアノの使用料の額等には、調律料を含まない。
- 4 電源を使用する持込器具の利用単位の計算に当たって、1キロワットに満たない端数があるときは、1キロワットとする。

熊谷市立地域会館 利用（変更）許可申請書 兼 使用料等減免申請書 兼 利用許可取消申請書

熊谷市教育委員会教育長（熊谷市） 公民館長 / 会館指定管理者）宛

熊谷市長 宛

次のとおり 利用（変更）を申請します。 使用料・利用料金の減免を申請します。 利用許可の取消しを申請します。

申請者	(住所)				
	(名称)		(電話番号)		
	(会場責任者の名称)		(会場責任者の電話番号)		
利用目的 減免理由	(講座名、催物名等。減免申請の場合はその理由も併記。取消申請の場合はその理由を記載)			(利用予定人数) 人	
利用区分	(区分1)	(区分2) <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 団体以外	(区分3) <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	(使用料等。減免申請の場合は減免前の額) 円	
利用対象	(施設名)	(諸室等) <input type="checkbox"/> ホール（ <input type="checkbox"/> A面 <input type="checkbox"/> B面 <input type="checkbox"/> 全面） <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 活動・交流スペース（貸切り）			(使用料等。減免申請の場合は減免後の額) 円
	(附属設備)				
利用の期間 及び時間	年 月 日 年 月 日	午前・午後 午前・午後	時 時	分から 分まで	事務 処理 欄
備 考					
					決 裁 欄

熊谷市立地域会館利用(変更)許可書 兼 使用料等減免承認書

次のとおり許可(承認)します。

熊谷市教育委員会教育長(熊谷市)

公民館長 /

会館指定管理者)

熊谷市長

利用 権利者	(住所)			
	(名称)		(電話番号)	
	(会場責任者の名称)		(会場責任者の電話番号)	
利用目的	(講座名、催物名等)			(利用予定人数) 人
利用区分	(区分1)	(区分2) <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 団体以外	(区分3) <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	(減免前の使用料等の額。参考) 円
利用対象	(施設名)	(諸室等) <input type="checkbox"/> ホール (<input type="checkbox"/> A面 <input type="checkbox"/> B面 <input type="checkbox"/> 全面) <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 活動・交流スペース(貸切り)		(減免後の使用料等の額。納付額) 円
	(附属設備)			
利用の期間 及び時間	年 月 日	午前・午後	時 分から	
備 考				

熊谷市立地域会館利用許可取消通知書

次のとおり許可を取り消します。

熊谷市教育委員会教育長(熊谷市)

公民館長 /

会館指定管理者)

申請者	(住所)			
	(名称)		(電話番号)	
	(会場責任者の名称)		(会場責任者の電話番号)	
理由				
利用区分	(区分1)	(区分2) <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 団体以外	(区分3) <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	(使用料等が納付済みの場合はその額) 円
利用対象	(施設名)	(諸室等) <input type="checkbox"/> ホール (<input type="checkbox"/> A面 <input type="checkbox"/> B面 <input type="checkbox"/> 全面) <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 活動・交流スペース (貸切り)		(使用料等が返還となる場合はその額) 円
	(附属設備)			
利用の期間 及び時間	年 月 日 ()	午前	・	午後 時 分から
備 考				

様式第4号(第11条関係)

熊谷市立地域会館指定管理者指定申請書

年 月 日

熊谷市教育委員会 宛

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者 氏名

印

下記1の地域会館について指定管理者の指定を受けたいので、下記2の関係書類を添えて申請します。

記

1 指定管理の対象となる地域会館

2 関係書類一覧

日程第2 議案第42号

熊谷市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

熊谷市教育委員会事務専決規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

5 公民館に関する事項

事項	教育次長	課長
1 公民館、地域会館その他所管の施設を休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めること。	期間が1月を超えないもの	期間が1週間を超えないもの
2 公民館、地域会館その他所管の施設に臨時に職員を派遣し、又は駐在させること。	期間が1月を超えないもの	期間が1週間を超えないもの
3 公民館、地域会館その他所管の施設の窓口開設時間を臨時に変更すること。		○
4 公民館、地域会館その他所管の施設の利用を許可し、許可に係る事項を変更し、許可に係る利用について条件を付し、又は許可を取り消すこと。		○
5 公民館、地域会館その他所管の施設の利用時間の区分及び配当時間を変更すること。	期間が1月を超えないもの	期間が1週間を超えないもの

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。